

申告の要否を判定できます！

I 遺産に係る 基礎控除額

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数 人)

Ⓐ 万円

II 相続税が 課される財産

※ 非課税限度額は、「500万円 × 法定相続人の数」です。

現金・預貯金		万円
土地		万円
建物		万円
有価証券		万円
その他の財産		万円
生命保険金	(受取金額 - 非課税限度額*)	万円
死亡退職金	(受取金額 - 非課税限度額*)	万円
相続時精算課税適用財産		万円
合計	①	万円

III 相続財産の価額から 控除できる債務等

借入金等		万円
葬式費用		万円
合計	②	万円

IV 相続財産に 加算する受贈財産

相続開始前3年以内に 贈与を受けた財産	③	万円
------------------------	---	----

V 遺産総額 (各相続人が取得した財産の価額の合計額)

① 万円 - ② 万円 + ③ 万円 = Ⓑ 万円



* ①-②の金額がマイナスのときは、③の金額がⒷの金額となります。

★ 相続税の申告が
必要なのは…

Ⓑ 遺産総額
(各相続人が取得した
財産の価額の合計額)



Ⓐ 遺産に係る
基礎控除額

の場合です。

相続税の申告が必要な方は・・・

相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から 10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税をする必要があります。

ただし、各種特例に該当すれば、課税されないケースがあります（その場合も申告は必要です。）。

各種特例の一つをご紹介しますと・・・

○ 小規模宅地等の特例（一定の要件の下、宅地の評価額が減額されます。）

◆ 特定居住用宅地等
の場合



自宅の敷地等
330㎡まで
相続税評価額

80%

減額

相続税評価額



【注意】 特例の要件など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。